

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念及び目標

かつて私たちの周りには子どもがたくさんいて、多世代の家族やそこにかかわる地縁、血縁などが子育てを支えていました。しかし、急速な少子化の進行や家族、地域を取り巻く環境等の変化により、特に親だけが子育てに向き合っている状況が生み出され、このことが現在の子育てをより困難にさせています。

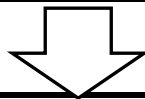
子どもは元来、親にとって掛け替えのないものであることはもちろん、社会にとっても宝であり、未来の活力でもあります。

そのため現在の子育ての困難さを解消し、子育てを楽しめる社会、子育てと社会参加が両立できる社会、心身ともに健康な子どもが育つような社会を創るため、子育てに直接関わる親・家庭はもちろん、地域、企業、行政がそれぞれの役割を明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組む必要があります。

本市では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、地域の人々の支えの中で、子ども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちた子ども時代を過ごすことのできる社会の形成を目指すとともに、親もまた安心して子育てができる環境のもと、子どもの成長に喜びを感じられる社会を築くため、プランの基本理念及び目標を次のように定めます。

さらに、これらの目標を実現することが、旭川市子ども条例の目的である、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現につながります。

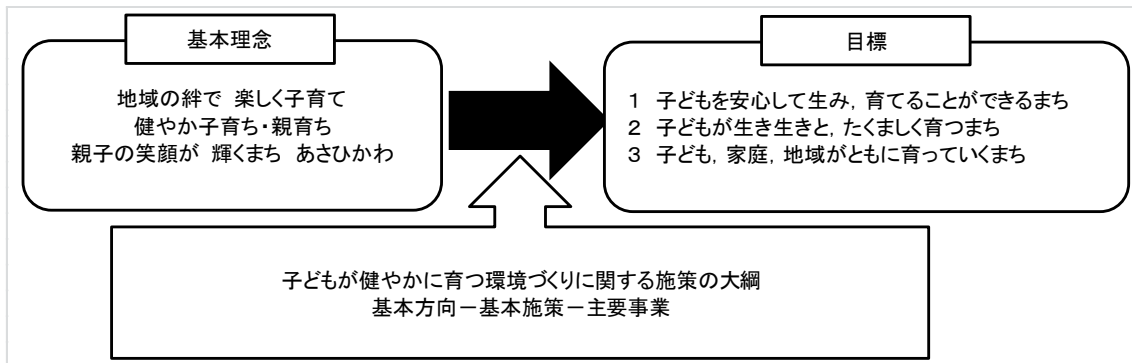
基本理念 地域の絆で 楽しく子育て
健やか子育て・親育ち
親子の笑顔が 輝くまち あさひかわ



目 標 1 子どもを安心して生み、育てることができるまち
 2 子どもが生き生きと、たくましく育つまち
 3 子ども、家庭、地域がともに育っていくまち

2 子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱

プランの目標実現に向けて、関連施策を推進するに当たり、基本となる考えとして、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱を次のように定めます。



(1) 子どもが健やかに育つために大切なこと

子どもは、大人からの愛情を通して、自分を大切にすることや他者を大切にすることを育み、さらに、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育むことを踏まえ、子どもが健やかに育つために大切なこととして、「大人からの愛情」と「子ども自身の主体性及び自律性」とします。

(2) 環境づくりのために大切なこと

子どもが健やかに育つために大切なことを踏まえ、市民全体で環境づくりに取り組んでいくために大切なこととして、次の3点を基本とします。

ア 大人は、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、その育ちを支えること。

イ 大人は、子ども自身の主体性や自律性を育むために、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会が重要であることを理解し、これらの機会の提供に努めること。

ウ 子どもが健やかに育つ環境づくりは、大人が、子どもとの関係に応じた、それぞれの役割を認識し、協力しながら取り組むこと。

(3) 市の役割

市は、大人が、それぞれの役割を担うことができるよう必要な支援を行うとともに、子どもに対して、多様な経験及び学びの機会の提供に努めます。

3 基本方向

(1) 基本方向

目標を実現するため、プランにおける取組の方向性等を踏まえて、基本方向を次の4つとします。

基本方向1 子育てを支える

子どもを安心して生み、育てることができるよう、子育て中の保護者に対する支援を通じて、子育てに関する多様な不安感の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭に対しては、父子家庭及び母子家庭の特性に応じた各種支援策に取り組みます。

基本施策1-1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

基本施策1-2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

基本施策1-3 子育てに関する経済的支援

基本施策1-4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

基本施策1-5 ひとり親家庭への支援

基本方向2 子どもの育ちを支える

子どもが生き生きと、たくましく育つよう、子どもの教育や日常生活環境の充実に努めます。

また、発達障害等支援を要する子どもや児童虐待を受けた子どもに対して、子どもの心身や家庭の状況に応じた支援を行います。

基本施策2-1 社会的自立に向けた教育環境等の充実

基本施策2-2 子どもの安全な日常生活環境の整備

基本施策2-3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進

基本方向3 子どもの主体性を育む

子ども自身の主体性や自律性を育てていくため、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会の提供に努めます。特に、社会の一員としての意識を育むことを重視し、命の大切さや働くことの意識を育む取組を行います。

基本施策3-1 子どもの主体性を育む

基本施策3-2 社会の一員としての意識を育む

基本方向4 社会全体で支える

地域住民、事業者等が、様々な形で関わりながら、地域全体で子どもの育ちや子育てを支える環境の実現に取り組みます。

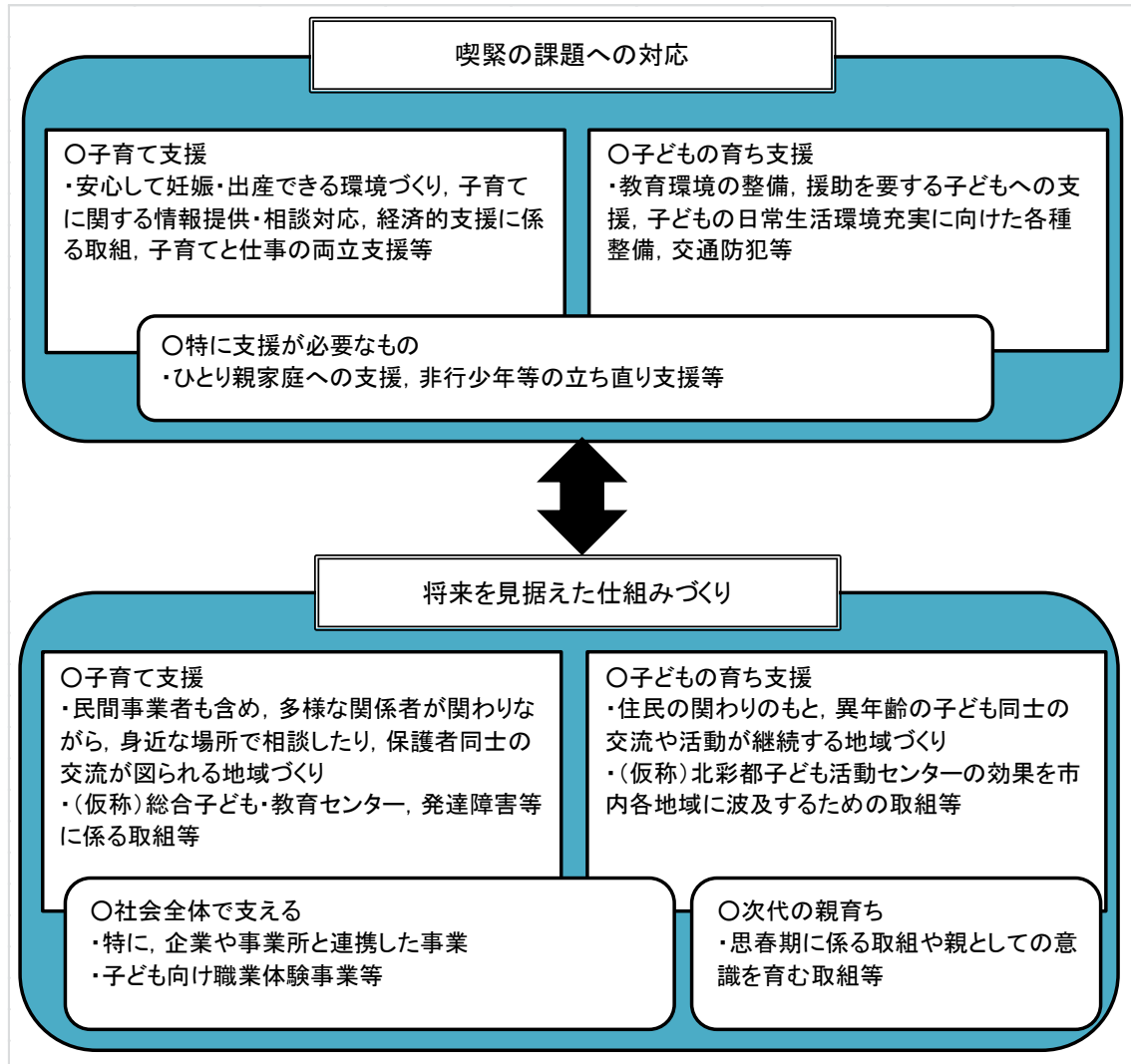
基本施策4-1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

基本施策4-2 事業者と連携した取組の推進

基本施策4-3 社会全体の意識啓発

(2) 基本方向と課題解決に向けた取組の方向性の関係

プランの基本方向は、プランに反映するべき主な課題を次のように整理し、設定しています。



	喫緊の課題への対応	将来に向けた仕組みづくり
保護者に対する子育て支援	基本方向 1	基本方向 4
子どもに対する育ち支援	基本方向 2	基本方向 3, 基本方向 4

4 プランの体系図

基本方向 1 子育てを支える	
基本施策 1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援	
主要事業 1 妊婦健康相談・診査の推進	
主要事業 2 親となることの準備支援	
主要事業 3 不妊対策の推進	
主要事業 4 母子保健・医療体制の充実	
主要事業 5 乳幼児健診受診後の支援体制の構築	
基本施策 2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援	
主要事業 1 相談支援体制の充実	
主要事業 2 子育てに係る情報提供機能の充実	
主要事業 3 家庭教育活動の充実	
基本施策 3 子育てに関する経済的支援	
主要事業 1 就園及び就学に係る負担軽減策の充実	
主要事業 2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実	
主要事業 3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援	
主要事業 4 経済的支援に係る効果的な取組の検討及び実施	
基本施策 4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援	
主要事業 1 保育環境の充実	
主要事業 2 幼稚園における教育環境の充実	
基本施策 5 ひとり親家庭への支援	
主要事業 1 多様な情報の効率的な提供	
主要事業 2 子育て・生活支援の充実	
主要事業 3 就業支援の充実	
主要事業 4 養育費の確保と経済的支援の充実	
基本方向 2 子どもの育ちを支える	
基本施策 1 社会的自立に向けた教育環境等の充実	
主要事業 1 小学校、中学校、高校における教育環境の充実	
主要事業 2 思春期における健全育成に資する取組の充実	
主要事業 3 若年者の雇用環境の充実	
基本施策 2 子どもの安全な日常生活環境の整備	
主要事業 1 交通安全対策の推進	
主要事業 2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進	
主要事業 3 子どもの日常生活環境の整備	
基本施策 3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進	
主要事業 1 発達支援を要する子どもへの育成支援	
主要事業 2 児童虐待防止対策等の充実	
主要事業 3 社会問題への対応	

基本方向 3 子どもの主体性を育む	
基本施策 1 子どもの主体性を育む	主要事業 1 放課後の居場所づくり 主要事業 2 子ども及び青少年活動の支援 主要事業 3 多様な活動・体験機会の提供
基本施策 2 社会の一員としての意識を育む	主要事業 1 命の大切さを学ぶ機会の充実 主要事業 2 社会の一員としての意識を育む機会の充実
基本方向 4 社会全体で支える	
基本施策 1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進	主要事業 1 拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成 主要事業 2 地域におけるネットワークの形成 主要事業 3 地域活動の担い手の拡大
基本施策 2 事業者と連携した取組の推進	主要事業 1 男女がともに子育てできる職場環境の整備 主要事業 2 事業者と連携した取組の推進
基本施策 3 社会全体の意識啓発	主要事業 1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発 主要事業 2 男女共同参画による子育ての促進